

# 四半期報告書

(第107期第1四半期)

自 平成20年4月1日  
至 平成20年6月30日

丸全昭和運輸株式会社

(E04178)

## 表 紙

第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態及び経営成績の分析	4
第3 設備の状況	9
第4 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) ライツプランの内容	11
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	11
(5) 大株主の状況	11
(6) 議決権の状況	12
2 株価の推移	12
3 役員の状況	12
第5 経理の状況	13
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	14
(2) 四半期連結損益計算書	16
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	17
2 その他	24
第二部 提出会社の保証会社等の情報	25

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月13日
【四半期会計期間】	第107期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）
【会社名】	丸全昭和運輸株式会社
【英訳名】	Maruzen Showa Unyu Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野口 正剛
【本店の所在の場所】	横浜市中区南仲通二丁目15番地
【電話番号】	045（671）5879
【事務連絡者氏名】	経理部長 石川 健一
【最寄りの連絡場所】	横浜市中区南仲通二丁目15番地
【電話番号】	045（671）5879
【事務連絡者氏名】	経理部長 石川 健一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第107期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第106期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
営業収益(百万円)	24,681	97,492
経常利益(百万円)	1,141	4,602
四半期(当期)純利益(百万円)	672	2,757
純資産額(百万円)	54,870	53,764
総資産額(百万円)	102,325	100,396
1株当たり純資産額(円)	603.31	590.96
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	7.42	30.42
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	6.54	27.34
自己資本比率(%)	53.45	53.36
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,294	3,564
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△1,131	△4,948
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△1,528	△1,939
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	11,329	12,547
従業員数(人)	3,478	3,156

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含んでおりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間より、重要性が増したため、以下の会社を連結子会社としております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 丸全テクノパック (株)	神奈川県横浜市	40	物流事業	75	当社と連携して梱包事業を行っております。
丸全中部流通 (株)	愛知県名古屋市	20	物流事業 構内作業及び機械荷役事業	100	当社と連携して構内作業及び機械荷役事業を行っております。
丸全関西流通 (株)	大阪府大阪市	15	物流事業 構内作業及び機械荷役事業	100	当社と連携して構内作業及び機械荷役事業を行っております。

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には事業の種類別セグメントの名称を記載しております。  
2. 上記のうち特定子会社に該当するものではありません。  
3. 上記連結子会社は全て有価証券報告書を提出していません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数 (人)
物流事業	2,341
構内作業及び機械荷役事業	979
その他事業	158
合計	3,478

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 従業員数が前連結会計年度末に比べ322名増加したのは、連結会社増加によるものです。

### (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数 (人)	1,290
----------	-------

- (注) 従業員数は就業人員であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）の営業品目は広範囲かつ多種多様であり、同種のサービスであっても、その内容等は必ずしも一様ではなく、同一形態をとらないサービスも多いため、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため生産、受注及び販売の状況については、「3. 財政状態及び経営成績の分析」（1）業績の状況における事業の種類別セグメントの業績に関連付けて示しております。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態及び経営成績の分析】

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、米国サブプライムローン問題を背景とした景気後退懸念、原油や原材料の価格高騰、株価の下落などの不安要素が重なり不透明感が急速に増大いたしました。

一方、物流業界におきましても設備投資や個人消費が鈍化しており、国内輸送量は依然として減少傾向が続きました。また、原油価格の高騰によりトラックの燃料費も増大し続けたため、非常に厳しい状況が続きました。

このような環境のなかで、当社グループは「第三次中期経営計画」の最終年度にあたり、本計画の目標であります連結売上高1,000億円超の必達を目指し、攻めの営業で売上の拡大をはかるべく、全力で取り組んでまいりました。

セグメント別の営業状況につきましては、次の通りであります。

#### <物流事業>

日用雑貨の保管及び輸送業務が新規業務として本格稼働となり、又、セメント製品輸送業務の新規取扱がありました。その他、既存業務として建設機械の取扱増加や特殊車両輸送業務の増加等があり、貨物自動車運送運送事業・倉庫業は増収となりました。

港湾運送事業では特殊鋼の輸出取扱や非鉄金属の輸入取扱が増加し、そして建設機械の輸出については、取扱増加と共に単価改定があり、全体として増収となりました。

しかし、その他物流付帯事業については、外航船収入における、大型プラント業務の終了に伴い減収となりました。

その結果、物流事業の売上高は前年同期比5.0%増収の19,953百万円となりましたが、営業利益は燃料費を主とする総コストの上昇、新規業務における初期稼働費用が増大し、前年同期比21.0%減益の720百万円となりました。

#### <構内作業及び機械荷役事業>

構内作業としては、業務形態の見直しにより、請負業務の減少に加え、食料品関係の取扱が減少し、減収となりました。機械荷役作業としては、案件が若干多くなり、微増収となりました。

その結果、構内作業及び機械荷役事業の売上高は前年同期比1.5%減収の3,872百万円、営業利益は前年同期比10.5%減益の222百万円となりました。

#### <その他事業>

地代收入は、日用雑貨の新規受注に伴う施設増床等により増収となりました。

建設業については、大型移設案件が減少し減収となりました。派遣事業については、業務形態の見直しによる、請負作業からの切替により増収となりました。

その結果、その他事業の売上高は前年同期比9.6%増収の855百万円となりましたが、営業利益は総コストの増大により前年同期比9.6%減益の99百万円となりました。

以上の結果、当第1四半期の連結経営成績につきましては、売上高は24,681百万円（前年同期比4.1%増）、営業利益は1,042百万円（前年同期比17.9%減）、経常利益は1,141百万円（前年同期比17.0%減）、そして四半期純利益は672百万円（前年同期比17.4%減）となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末より1,217百万円減少し、11,329百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は1,294百万円となりました。これは、税金等調整前四半期純利益1,119百万円及び減価償却費851百万円の計上はあったものの、仕入債務の減少額233百万円、売上債権の増加額161百万円及び法人税等の支払額319百万円を反映したものです。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は1,131百万円となりました。

これは、主に物流拠点の拡充として、神奈川県相模原市及び茨城県笠間市の新倉庫建設並びに神奈川県横浜市の自動車整備工場の新設にともなう有形固定資産の取得による支出額1,045百万円を反映したものです。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は1,528百万円となりました。

これは、主に借入金の減少額1,158百万円及び配当金支払369百万円による支出を反映したものです。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

《当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入について》

当社は、平成20年5月12日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第127条第2号）の一つとして、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、平成20年6月27日開催の第106期事業年度に係る定時株主総会の議案として上程し、株主の承認を得た上で導入いたしました。

#### 1. 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、株主の皆様決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考へ、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

#### 2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、昭和6年創業の総合物流企業であり、社是である「熱と努力」の下、経営理念の第一義に「お客様第一主義」掲げ、国内外の関係会社や提携会社と一体となった物流ネットワークと最新のIT技術を駆使した海・陸・空にわたる複合一貫輸送に取り組んでまいりました。

このような当社及び当社グループの企業価値の源泉は、①高度化する物流市場の多様なニーズに即応できるグローバルな物流サービスの構築力と提案力、②最新の物流施設、豊富な経験と高度な技術を兼ね備えた高品質な現場力、③物流は公益に深く関わった事業である事を自覚し、コンプライアンスを第一に、安全、環境、品質等、CSRへの取り組み強化、にあると考えております。

近年、物流業界を取り巻く環境は大きく変わりつつあり、大型BID（入札制度）による3PL業者の選定等、物流市場における終わりの無い物流効率化への取り組みに加え、国内貨物輸送量の減少、燃料価格の高止まり、環境対応へのコスト負担等、多くの課題を抱えております。

このような変化に対応しつつ当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するために、当社は、平成18年4月に、平成18年度からの3事業年度に関する第三次中期経営計画“MLP-1000計画”を策定し、連結売上1,000億円超の必達に向けた経営方針と重点施策を発表しております。中期経営計画は「ロジスティクス・パートナーの更なる進化をめざして」との副題をつけ、厳しい経営環境の中でもお客様第一主義を貫き、成長を持続させることを掲げております。

#### 3. 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取り組み

##### (1) 本プラン導入の目的

当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉を確保するために、本プランを導入するものであり、本プランは、以下の通り、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主の皆様適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

## (2) 本プランの内容

### ①本プランに係る手続き

#### イ. 対象となる大規模買付等

本プランは以下の (i) 又は (ii) に該当する当社株券等の買付けまたはこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められている手続きに従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

#### ロ. 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文書等を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により提出していただきます。

#### ハ. 「本必要情報」の提供

上記ハ. の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社が別途定める手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

#### ニ. 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の (i) 又は (ii) の期間(いずれも初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

- (i) 対価を現金(円価)のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には60日間
- (ii) その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記 (i) (ii) いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には、最大30日間延長することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重に取り纏め、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に開示いたします。

#### ホ. 取締役会の決議

当社取締役会は、上記ニ. の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。

- (i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合  
当社取締役会は、対抗措置の発動の決議を行うものとします。
- (ii) 買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合  
当社取締役会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合であっても、対応措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記へ. に定める手続きを行うものとします。
- (iii) 買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は、対抗措置の不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

#### へ. 株主意思の確認

当社取締役会は、上記ホ. (ii) に該当する場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、関係法令及び証券保管振替機構による実質株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会又は書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。

#### ト. 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記ホ. の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i) 買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

#### チ. 大規模買付等の開始

買付者等は、上記イ. からへ. に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは、大規模買付等を開始することはできないものとします。

### ②本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記①ホ. に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には、当該その他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記①ト. に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。

### ③本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、原則として、第106回定時株主総会から平成23年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。

また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

## 4. 上記2及び3の取り組みについての取締役等の判断及びその理由

当社取締役会は、次の理由から上記2及び3の取り組みが上記1の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。

### (2) 当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されていること

本プランは、上記3(1)に記載の通り、当社株券等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付等がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付等に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、本プランは第106回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得た上で導入をいたしており、上記3(2)③に記載した通り、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分に反映される仕組みとなっています。

(4) 合理的な客観的発動要件が設定されていること

本プランは、上記3(2)①に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3(2)③に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

本新株予約権の無償割当て時においては、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定していません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗処置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	197,000,000
計	197,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	98,221,706	98,221,706	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式
計	98,221,706	98,221,706	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの転換社債型新株予約権付社債の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

#### 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成17年12月5日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	5,000
新株予約権の数(個)	5,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,195,121
新株予約権の行使時の払込金額(円)	410
新株予約権の行使期間	自 平成18年2月1日 至 平成23年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 410 資本組入額 205
新株予約権の行使の条件	当社が本債券につき期限の利益を損失した場合には、 以後本新株予約権を行使することはできないものとする。 また、各本新株予約権の一部については、行使請求 できないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	旧商法第341条ノ2第4項の定めにより本新株予約権ま たは社債のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	98,221,706	—	9,117	—	7,842

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することできないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 5,889,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	（相互保有株式） 普通株式 149,000	—	
完全議決権株式（その他）	普通株式 91,464,000	91,464	同上
単元未満株式	普通株式 719,706	—	同上
発行済株式総数	98,221,706	—	—
総株主の議決権	—	91,464	—

②【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 丸全昭和運輸株式会社	横浜市中区南仲通 二丁目15番地	5,889,000	—	5,889,000	6.00
（相互保有株式） 国際埠頭株式会社	横浜市中区豊浦町 3番地	149,000	—	149,000	0.15
計	—	6,038,000	—	6,038,000	6.15

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高（円）	329	380	354
最低（円）	301	309	314

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,733	5,952
受取手形及び営業未収金	20,150	19,880
有価証券	3,615	4,612
未成工事支出金	32	4
貯蔵品	147	132
前払費用	1,018	544
繰延税金資産	837	596
その他	3,308	3,025
貸倒引当金	△46	△45
流動資産合計	34,798	34,703
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 22,456	※1 22,823
機械及び装置（純額）	※1 1,500	※1 1,519
車両運搬具（純額）	※1 1,416	※1 1,418
工具、器具及び備品（純額）	※1 109	※1 115
リース資産（純額）	※1 64	※1 —
土地	16,414	16,414
建設仮勘定	1,055	262
有形固定資産合計	43,017	42,554
無形固定資産		
のれん	※3 196	※3 213
その他	1,937	1,913
無形固定資産合計	2,133	2,126
投資その他の資産		
投資有価証券	16,743	15,423
長期貸付金	256	226
繰延税金資産	57	38
その他	5,503	5,500
貸倒引当金	△186	△178
投資その他の資産合計	22,375	21,011
固定資産合計	67,526	65,692
資産合計	102,325	100,396

(単位：百万円)

前連結会計年度末に係る要約  
連結貸借対照表  
(平成20年3月31日)

当第1四半期連結会計期間末  
(平成20年6月30日)

負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	9,780	9,986
短期借入金	9,740	15,756
未払金	1,071	970
未払法人税等	707	388
未払消費税等	271	138
未払費用	3,003	1,529
賞与引当金	663	1,172
役員賞与引当金	1	1
その他	858	748
流動負債合計	26,097	30,692
固定負債		
社債	5,000	5,000
長期借入金	9,619	4,761
繰延税金負債	3,420	2,802
退職給付引当金	2,439	2,593
役員退職慰労引当金	3	3
訴訟損失引当金	42	—
その他	832	778
固定負債合計	21,356	15,939
負債合計	47,454	46,631
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,117	9,117
資本剰余金	7,847	7,847
利益剰余金	34,913	34,563
自己株式	△2,160	△2,159
株主資本合計	49,718	49,369
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,182	4,352
為替換算調整勘定	△212	△144
評価・換算差額等合計	4,969	4,208
少数株主持分	181	187
純資産合計	54,870	53,764
負債純資産合計	102,325	100,396

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年6月30日)

営業収益	24,681
営業原価	22,647
営業総利益	2,034
販売費及び一般管理費	※1 992
営業利益	1,042
営業外収益	
受取利息	5
受取配当金	161
持分法による投資利益	13
その他	47
営業外収益合計	228
営業外費用	
支払利息	94
その他	35
営業外費用合計	129
経常利益	1,141
特別利益	
固定資産売却益	25
貸倒引当金戻入額	1
特別利益合計	26
特別損失	
固定資産除売却損	6
訴訟損失引当金繰入額	42
特別損失合計	48
税金等調整前四半期純利益	1,119
法人税、住民税及び事業税	634
法人税等調整額	△171
法人税等合計	462
少数株主利益	△15
四半期純利益	672

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	1,119
減価償却費	851
のれん償却額	7
受取利息及び受取配当金	△167
支払利息	94
持分法による投資損益 (△は益)	△13
固定資産廃棄損	6
固定資産売却損益 (△は益)	△25
売上債権の増減額 (△は増加)	△161
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△42
仕入債務の増減額 (△は減少)	△233
未払消費税等の増減額 (△は減少)	112
その他	5
小計	1,553
利息及び配当金の受取額	186
利息の支払額	△125
法人税等の支払額	△319
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,294
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,045
有形固定資産の売却による収入	41
無形固定資産の取得による支出	△189
貸付けによる支出	△38
その他	100
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,131
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	△6,258
長期借入れによる収入	5,108
長期借入金の返済による支出	△8
自己株式の売却による収入	0
自己株式の取得による支出	△1
配当金の支払額	△369
少数株主への配当金の支払額	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,528
現金及び現金同等物に係る換算差額	△41
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,406
現金及び現金同等物の期首残高	12,547
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	189
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 11,329

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p>	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、丸全テクノパック(株)、丸全中部流通(株)、丸全関西流通(株)の3社は重要性が増加したことにより、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 24社</p>
<p>2. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用(貯蔵品) 従来、最終仕入原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これによる、損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。 これによる、損益に与える影響はありません。</p>

	<p>当第1四半期連結会計期間  (自 平成20年4月1日  至 平成20年6月30日)</p>
	<p>(3) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用  当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。  これによる、損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	<p>当第1四半期連結会計期間  (自 平成20年4月1日  至 平成20年6月30日)</p>
一般債権の貸倒見積高の見積方法	<p>当第1四半期連結会計期間期末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

	<p>当第1四半期連結会計期間  (自 平成20年4月1日  至 平成20年6月30日)</p>
有形固定資産の耐用年数の変更	<p>当社及び国内連結子会社の機械装置については、従来、耐用年数を5～14年としておりましたが、当第1四半期連結会計期間より6～17年に変更しました。  この変更は、平成20年度の法人税法の改正に伴い、現存資産の使用状況に合わせた耐用年数に変更したものです。  これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ9百万円増加しております。  なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>
訴訟損失引当金	<p>当社は平成15年(ワ)第3053号 工事代金請求事件において、平成20年6月に追加工事代金を支払う旨の判決が下りました。当社は、この判決を不服とし、控訴を予定しております。よって財務の健全性の観点から、本件訴額42百万円を訴訟損失引当金として計上しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)												
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、47,794百万円 であります。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、47,327百万円 であります。</p>												
<p>2 保証債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対 し、債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(株)ワールド流通センター</td> <td style="text-align: right;">969百万円</td> </tr> <tr> <td>青海流通センター(株)</td> <td style="text-align: right;">169</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">1,138</td> </tr> </table>	(株)ワールド流通センター	969百万円	青海流通センター(株)	169	計	1,138	<p>2 保証債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対 し、債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(株)ワールド流通センター</td> <td style="text-align: right;">997百万円</td> </tr> <tr> <td>青海流通センター(株)</td> <td style="text-align: right;">172</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">1,169</td> </tr> </table>	(株)ワールド流通センター	997百万円	青海流通センター(株)	172	計	1,169
(株)ワールド流通センター	969百万円												
青海流通センター(株)	169												
計	1,138												
(株)ワールド流通センター	997百万円												
青海流通センター(株)	172												
計	1,169												
<p>※3 無形固定資産であるのれんと相殺した差額を記 載しております。</p> <p>なお、相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">242百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">46百万円</td> </tr> </table>	のれん	242百万円	負ののれん	46百万円	<p>※3 無形固定資産であるのれんと相殺した差額を記 載しております。</p> <p>なお、相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">266百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">52百万円</td> </tr> </table>	のれん	266百万円	負ののれん	52百万円				
のれん	242百万円												
負ののれん	46百万円												
のれん	266百万円												
負ののれん	52百万円												

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)														
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">145百万円</td> </tr> <tr> <td>給料</td> <td style="text-align: right;">312</td> </tr> <tr> <td>賞与</td> <td style="text-align: right;">67</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">18</td> </tr> <tr> <td>租税公課</td> <td style="text-align: right;">16</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">33</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">398</td> </tr> </table>	役員報酬	145百万円	給料	312	賞与	67	退職給付費用	18	租税公課	16	減価償却費	33	その他	398
役員報酬	145百万円													
給料	312													
賞与	67													
退職給付費用	18													
租税公課	16													
減価償却費	33													
その他	398													

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)								
<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">5,733百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月 以内に償還期限の 到来する短期投資 (有価証券)</td> <td style="text-align: right;">3,596</td> </tr> <tr> <td>流動資産のその他 に含まれる運用期 間が3ヶ月以内の 信託受益権</td> <td style="text-align: right;">2,000</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等 物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">11,329百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	5,733百万円	取得日から3ヶ月 以内に償還期限の 到来する短期投資 (有価証券)	3,596	流動資産のその他 に含まれる運用期 間が3ヶ月以内の 信託受益権	2,000	現金及び現金同等 物	11,329百万円
現金及び預金勘定	5,733百万円							
取得日から3ヶ月 以内に償還期限の 到来する短期投資 (有価証券)	3,596							
流動資産のその他 に含まれる運用期 間が3ヶ月以内の 信託受益権	2,000							
現金及び現金同等 物	11,329百万円							

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 98,221千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 7,574千株

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 12,195千株

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 5,000百万円

4. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	369	4.0	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

(当第1四半期連結累計期間)

	(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)					
	物流事業 (百万円)	構内作業及 び機械荷役 事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	19,953	3,872	855	24,681	—	24,681
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	107	107	(107)	—
計	19,953	3,872	963	24,789	(107)	24,681
営業利益	720	222	99	1,042	(—)	1,042

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分の方法は事業の内容及びその相互関連性に基づき区分しております。

2. 各事業区分の主な事業の内容

事業区分	主要な事業内容
物流事業	貨物自動車運送事業、貨物自動車利用運送事業、一般港湾運送事業、港湾荷役事業、船内荷役事業、船運送事業、沿岸荷役事業、倉庫業、鉄道利用運送事業、通関業、梱包業、海上運送事業、内航海運業、内航海運利用運送事業、航空利用運送業、航空運送代理店業
構内作業及び機械荷役事業	工場構内での原料、製品、重量物、精密機械等の移送、組立、充填、構内倉庫への保管、入出荷作業とこれらに附帯する諸作業並びに機械の賃貸
その他事業	建設業、警備業、産業廃棄物処理業、不動産業、保険代理業、自動車整備業

3. 会計処理基準に関する事項の変更

「追加情報」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、現存資産の耐用年数に合わせるため、当第1四半期連結会計期間より、機械装置の耐用年数を変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、減価償却費は「物流事業」で8百万円、「構内作業及び機械荷役事業」で1百万円、「その他事業」で0百万円減少し、営業利益はそれぞれ同額増加しております。

**【所在地別セグメント情報】**

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）  
全セグメントの売上高の合計額に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、その記載を省略しております。

**【海外売上高】**

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）  
海外売上高は、売上高の10%未満のため、その記載を省略しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	603.31円	1株当たり純資産額	590.96円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	7.42円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	6.54円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(百万円)	672
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	672
期中平均株式数(千株)	90,648
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(百万円)	—
(うち支払利息(税額相当額控除後))	(—)
(うち事務手数料(税額相当額控除後))	(—)
普通株式増加数(千株)	12,195
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—————

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月13日

丸全昭和運輸株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 義則 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 原田 恒敏 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大和 哲夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている丸全昭和運輸株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、丸全昭和運輸株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。